

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	特定環境保全公共下水道事業		
事業開始年月日	平成1年1月12日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	河内町	職員数* (H19. 4. 1現在)	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	955 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	3,075
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	19
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.42 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	12.8 (H19)
		経常収支比率* (%)	91.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	河内町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から23年度まで
計画策定責任者	河内町長 野高貴雄
既存計画との関係	集中改革プラン：計画期間(平成17年度から平成21年度)
公表の方法等	広報、ホームページ等
基本方針	集中改革プラン（河内町行政改革大綱）の諸課題を踏まえ、行財政改革を確実に推進し、より効率的な下水道事業運営を行っていく。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	66	98		164
	補償金免除額	11	25		36
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	36	16		52

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債	特定環境保全公共下水道	61,425	67,179		128,604
	流域下水道	4,447	30,696		35,143
合 計 (A)		65,872	97,875		163,747
一般 会計 負担分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		65,872	97,875		163,747

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営 企業 債					
合 計 (A)					
一般 会計 負担分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営 企業 債	特定環境保全公共下水道	33,560	11,700		45,260
	流域下水道	2,419	4,160		6,579
合 計 (A)		35,979	15,860		51,839
一般 会計 負担分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		35,979	15,860		51,839

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	河内町では、平成元年1月に下水道事業に着手し今まで面整備を主に進めてきた。面整備の財源は主に国庫補助金と地方債のため事業開始から20年が経過した現在は地方債元利償還金の増加による一般会計繰入金金の増加が深刻な課題となっている。そのため、集中改革プランに基づく行財政改革の推進方策の項目として下水道事業の運営効率化と一般会計繰出金の抑制があげられた。それを目標により効率的な下水道事業運営を行っていく。
経営課題	<p>課題 ① 水洗化率向上(加入促進)対策について 地域的特長として敷地面積が大きい農家住宅が多いので水洗化に係る金額が大きいことや、経済事情や家屋の老朽化等により建替えやリフォームのときに接続するケースが多く水洗化率がなかなか上がらない。</p> <p>課題 ② 下水道使用料及び分担金の収納率向上対策について 下水道使用料及び分担金の滞納については、毎年増加しているため収納率を向上されるための施策が課題である。</p> <p>課題 ③ 経費の削減について 施設の維持管理や料金システム等の保守・リースなどを一元的に委託することによって経費の抑制に努める</p> <p>課題 ④ 繰出基準の適正化及び基準外繰出の抑制 資本費の基準外繰出については償還元金が大いいため資本費平準化債の利用なども検討していきたい。</p> <p>課題 ⑤ 一般会計繰出金の枠設定等による事業費拡大の抑制 一般会計繰出金の枠を設定するとともに地方債については償還元金以上の借入を行わないようにして残高を減らしていくようにする。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		139,248	117,968	119,006	125,286	125,069	128,100	128,100	128,100	128,600	129,100
	(1) 営 業 収 益 (B)		19,207	21,955	22,159	25,182	26,768	28,100	29,100	30,100	31,600	33,100
	ア 料 金 収 入		19,057	21,582	22,070	25,152	26,636	28,000	29,000	30,000	31,500	33,000
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		15	373	89	3	132	100	100	100	100	100
	(2) 営 業 外 収 益		120,041	96,013	96,847	100,104	98,301	100,000	99,000	98,000	97,000	96,000
	ア 他 会 計 繰 入 金		118,040	93,992	94,807	98,069	96,299	97,990	96,990	95,990	94,990	93,990
	イ そ の 他		2,001	2,021	2,040	2,035	2,002	2,010	2,010	2,010	2,010	2,010
	2 総 費 用 (D)		139,248	117,968	119,006	125,286	125,069	128,100	128,100	128,100	128,600	129,100
	(1) 営 業 費 用		52,327	31,302	31,697	38,152	39,257	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	ア 職 員 給 与 費		9,745	10,957	10,474	10,474	11,030	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
	ウ ち 退 職 手 当											
	イ そ の 他		42,582	20,345	21,223	27,678	28,227	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
	(2) 営 業 外 費 用		86,921	86,666	87,309	87,134	85,812	87,250	84,000	83,000	81,000	79,500
ア 支 払 利 息		84,921	84,666	85,309	85,134	83,812	85,250	82,000	81,000	79,000	77,500	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)												
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		548,619	453,861	467,251	399,748	464,032	326,410	319,885	278,882	204,010	205,010
	(1) 地 方 債		171,700	167,600	145,700	132,500	163,000	96,400	147,875	110,872	40,000	40,000
	(2) 他 会 計 補 助 金		89,895	119,604	144,165	112,257	125,219	168,010	143,010	144,010	145,010	146,010
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		1,413	136,716	149,284	125	1,163	45,000	20,000	20,000	15,000	15,000
	(6) 工 事 負 担 金		134,576	9,842	9,767	8,191	9,231	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(7) そ の 他		11,148	20,099	18,335	218	50,282	15,000	8,000	3,000	3,000	3,000
	2 資 本 的 支 出 (G)		459,642	444,213	469,027	429,241	460,162	328,586	315,312	287,261	206,610	205,863
	(1) 建 設 改 良 費		402,269	371,565	390,734	317,737	334,879	217,335	100,000	95,000	80,000	78,000
	ウ ち 職 員 給 与 費		19,683	19,921	19,755	21,005	21,316	21,500	21,800	22,100	22,400	22,700
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		57,373	72,648	78,293	111,504	125,283	111,251	215,312	192,261	126,610	127,863
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		88,977	9,648	△ 1,776	△ 29,493	3,870	△ 2,176	4,573	△ 8,379	△ 2,600	△ 853	

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※	(%)	14.9%	21.1%	20.3%	18.3%	27.8%	29.3%	30.0%	30.1%	31.8%	33.4%	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	70.8%	61.9%	60.3%	52.9%	50.0%	53.5%	37.3%	40.0%	50.4%	50.2%	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	84.8%	79.7%	79.7%	78.3%	77.0%	76.5%	75.7%	74.9%	73.9%	72.8%
	うち基準内繰入金	(%)	38.0%	56.1%	58.6%	60.7%	76.7%	76.1%	75.3%	74.5%	73.5%	72.4%
	うち基準外繰入金	(%)	46.8%	23.6%	21.0%	17.6%	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	16.4%	26.4%	30.9%	28.1%	27.0%	51.5%	44.7%	51.6%	71.1%	71.2%
	うち基準内繰入金	(%)	3.1%	4.7%	4.9%	5.7%	4.3%	6.1%	6.4%	7.9%	11.5%	12.2%
	うち基準外繰入金	(%)	13.2%	21.6%	26.0%	22.4%	22.7%	45.3%	38.3%	43.7%	59.6%	59.0%
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	料金改定は行わずに建設改良による処理区域の拡大や加入促進による下水道料金の増収に努める。
2 他会計繰入金の見込み	一般会計繰出金については基本的に枠を設ける。維持管理費については単なる赤字補填的な一般会計からの繰出は行わない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	集中改革プラン(河内町行政改革大綱)

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<p>定員管理の適正化(Ⅱの課題①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中改革プラン(平成17年～平成22年)において定員管理の数値目標▲14人(公営企業等を除く)を設定し、定員管理の適正化を推進。 ・これを実現するために、新規採用を極力抑制し、機構改革及び施設の統廃合や民間委託を含めた事務事業の見直しにより行政運営の効率化を図っていく。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>給与水準の適正化(Ⅱの課題②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成19年度に新給与制度に移行。 ・行政改革大綱に基づく給与・手当の適正化方針により、特殊勤務手当については当分の間支給しない特例条例を制定。(平成18年1月1日施行) ・地域手当については、支給地域に該当せず、支給は行わない。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ラスパイクス指数については、国を大きく下回っているが、今後も民間給与等に留意しながら、適正な給与水準に努めていく。 ・退職に伴う技能労務職員の新規採用は行わず、事務・事業の見直しや民間委託の推進等により対応していく。 ・技能労務職の職種ごとの平均年齢・平均給与等について、国・県及び類似団体や民間事業者平均との比較を加え、町ホームページで公表している。今後は、平成20年3月までに「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針(例)」を参考としながら、取り組み方針の策定・公表を行っていく。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・定年退職時の特別昇給については、平成16年度に廃止。 ・勲奨退職時特別昇給については、平成21年度末の廃止に向けて、職員組合等と協議を行っていく。
◇ 福利厚生事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・互助会等への福利厚生事業は行っていない。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事務・事業の見直しや物件費の削減を推進し、経常経費の抑制に努めていく。 ・需用費はもとより、施設の統廃合や委託業務の見直し等により更なる削減を行う必要がある。課題③
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	<p data-bbox="159 352 611 435">○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p data-bbox="611 352 2130 435">料金水準については近隣市町村の中では高い水準にあるため、まずは滞納整理による収納率の向上や、未水洗化世帯への戸別訪問や個人宛勧誘通知により加入促進を図る。試算では30世帯(120人)が加入すると2,165千円(年間)の下水道料金が増収し、龍ヶ崎地方衛生組合へ支払う手数料と負担金が362千円減額される。合わせて2,527千円の財政効果となる。課題①、②</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	<p data-bbox="159 632 611 687">○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p data-bbox="611 632 2130 687">予算および決算状況等について、町広報及びホームページで公表。</p> <p data-bbox="159 767 611 799">○ 行政評価の導入</p> <p data-bbox="611 767 2130 799">導入に向け検討中。</p>
5 その他	<p data-bbox="611 895 2130 927">事業計画の見直や借換債・資本費平準化債等により起債残高と一般会計繰入金の縮小を図る。課題④、⑤</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	定員適正化計画により、定員管理の適正化を推進。IV-1
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	滞納整理による収納率の向上や、未水洗化世帯への戸別訪問による加入促進等により料金の増収。業務委託等を一元化することによる経費の抑制。IV-3
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	資本費平準化債の検討。地方債については償還元金以上の借入を行わないようにして残高を減らしていくようにする。IV-5
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。